

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	総務課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	使用の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町コミュニティセンター設置条例第 3 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町コミュニティセンター設置条例第 3 条第 1 項、第 4 条 美郷町コミュニティセンター管理規則第 4 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町コミュニティセンター設置条例 (使用の許可) 第 3 条 センターを利用するものは、町長の許可を受けなければならない。 2 略 (使用の不許可) 第 4 条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないことができる。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) センターの施設、設備又は備品等を損傷するおそれがあると認められるとき。 (3) その他、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>○美郷町コミュニティセンター管理規則 (使用申請) 第 4 条 コミュニティの使用許可を受けようとする者は、使用する日の 3 日前までに美郷町コミュニティセンター使用申請書（様式第 1 号）を町長に提出しなければならない。</p>
参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>3 日</p>

備 考	使用日 3 日前までに申請 (規則 4 条)
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日